

# 宇多津町教育大綱

平成 28 年度～平成 32 年度

宇多津町



## 基本理念

### 夢と希望を抱き、高め合い、よろこびを分かち合う教育

#### ～対話の花が咲き ともに子どもが育つまち うたづ～

宇多津町は香川県のほぼ中心に位置し、面積は県下で一番狭い町ですが、歴史的に政治、経済、文化に大きな役割を担ってきました。現在は、瀬戸大橋の玄関口として商業施設や住宅が立ち並び、古い町並みと新しい街並みが融合した調和のとれたまちとして発展しています。

また、町民の意識も人と人とのつながりを大切にし、さまざまな考え方を容れ、新たな価値観を形成しながら、すべての住民が互いに喜び、高め合おうとする機運があります。

こうしたことから、宇多津町の教育は、まちづくりの基本理念である「住民の自立と参画によるつながりの豊かな地域コミュニティのあるまち」、「住民一人ひとりが生涯健康でいきいきと活躍できるまち」、「町全体と各地域の特性を生かした個性と活力のあふれるまち」、「だれもが安心して暮らせ、明日を担う人材が育つまち」を基本目標に設定し、教育界、地域住民、産業界のみんなでき取り組むこととします。

## 基本目標

### 学びあい 育ちあう まちづくり

- 安全で安心な教育環境のもと、教育の機会均等を確保し、確かな学力と道徳心を養い、すこやかで豊かな人間性を育みます。
- 大人は責任ある姿を示し、互いが尊重し、伸びあう子どもを育てます。

### さわやかで 笑顔が集う まちづくり

- 夢と希望を抱き、学びあい、自らの成長とともに、社会に貢献していく生涯学習を推進します。
- 文化芸術活動やスポーツ活動により、活力ある文化の創造を図り、健康で笑顔にあふれ、生き生きとした人生が送れるよう取り組みます。

# 1 学びあい 育ちあう まちづくり

## (1) 常に最良の保育環境を求め、育む幼児教育を

幼児期の教育は、人格形成の基礎を培うきわめて重要な時期であることから、幼児の特性を踏まえ、様々な体験に主体的に関われる多様な活動環境を創造し、心身の調和的発達を促す教育を推進します。

幼児期の教育の充実、発展には、幼児との信頼関係と家庭の教育力が基盤です。そのため、教員は自ら日常的に最良の保育が提供できるよう努め、また多様化する家庭の保育ニーズに応えるために、常に資質の向上を目指した取り組みができるよう支援していきます。

また、幼児の心身の調和的発達には、地域社会の役割も大きいことから、地域社会が協働して取り組めるよう支援していきます。

## (2) たくましく学びあい、学ぶよろこびが実感できる学校教育を

未来を担うすべての子どもが、夢と希望を持ち、社会人として職業人として自立して、生きていくことができるよう、安全で安心な教育環境のもとで「主体的な学び」、「対話的な学び」、「問題解決の意欲」の向上を目指し、喜びのある教育を推進します。

保・幼・小・中の連携による一貫教育やグローバル社会に対応した外国語教育の推進に取り組むとともに、情報化の進展に的確に対応できる能力を育むための環境の整備を行い、ICT教育の充実につなげていきます。

また、教員が自ら学び、子どもの視点に立って資質能力を高めることで、児童生徒が主体的、協働的に課題を深める学習により、力強く学ぶ子どもの姿のある教育を推進します。

### **(3) すこやかな心身を育む健康教育を**

基本的な生活習慣や望ましい食生活を身につけることは、生涯にわたって健やかな心身と豊かな人間性を育む土台となります。食に関心を持ち自己の健康管理に意欲的に取り組めるよう学校と家庭が連携し食育を推進します。

体力は学習活動の源であり、健康維持のほか意欲や気力の充実に関わっています。積極的に運動に親しむ態度や能力の育成を継続的に推進し、子どもの体力向上に努めます。

### **(4) 学校・家庭・地域社会が役割を理解し、互いに強い絆で結ばれた教育を**

学校・家庭・地域社会が協力連携し、地域や学校活動への積極的な参加を促すとともに、家庭や地域社会における教育力の向上を図り、地域ぐるみで子どもを育てる環境づくりを推進します。

### **(5) すべての住民が教育に携わる環境づくりを**

子どもの姿は町を写す鏡であり、大人の姿は子どもの手本となります。

子どもの生活や学びの場に、地域の大人が参加し共に学び、一人ひとりが学んだ知識や技能を次代に引き継ぐ教育を推進します。

**(6) 自ら社会で輝く存在であることを自覚し、すすんで社会参画をめざす  
健全育成を**

青少年の健全育成に向け、体験を通して学ぶことのできる活動の機会と場を一層拡大し、青少年が社会の一員としての自覚と責任が育つよう、地域社会が一体となった環境づくりに努めます。

**(7) 命の尊さを知り、いじめをおこさない、生きるよろこびが共有できる  
人権教育を**

豊かな体験を通して道徳心を育み、やさしさのある心豊かな人を育てます。

児童生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができる環境づくりに努めます。

宇多津町いじめ防止条例に基づき、町、学校、地域住民、家庭、関係機関が連携し、いじめをおこさず、互いに認め合い、一人ひとりの人権が尊重される教育を推進します。

## 2 さわやかで 笑顔が集う まちづくり

### (1) 学びを生かし、地域貢献で明るいまちを

住民がいつでも、どこでも学び、学んだ知識を地域で活かし、互いにつながりを育むことができる学習機会を提供し、生涯学習を身近なものにします。そのために、住民の多様なニーズを把握し、民間団体や大学、関係機関との連携を強化し、学んだことを用いて社会に貢献できるしくみを構築します。

### (2) 伝統・文化を育み、宇多津で生きるよろこびを

地域の伝統・文化の保存・継承を支援し、先人たちが築いた歴史や文化に触れる機会を提供することや、地域活動、ボランティア活動を通して、郷土愛を育みながら、宇多津を誇りに思う心を育成します。

### (3) 文化・芸術の花が咲く、美しい創造都市宇多津を

住民同士が文化活動の輪を広げ、新たな文化を育んでいけるよう、文化、芸術活動の振興を図るとともに、四国の玄関口としての立地を活かし、都市間交流、地域間交流により、多様な文化、芸術に触れる機会を創出します。

### (4) スポーツに親しみ、自らの健康にチャレンジする元気なまちを

住民が生涯にわたり、多様なスポーツ・レクリエーション活動に親しみ、健康で心豊かな生活が送れるよう、生涯スポーツ社会の実現を図ると共に、活力ある地域コミュニティの形成を推進します。